

第四十回港湾環境整備負担金部会

令和二年十二月十八日（金）

於 オンライン開催

- 一 開 会
- 二 部会長の選任
- 三 諮問事項の審議
 - ・ 港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）
- 四 閉 会

出席者

—— 学 識 経 験 者 ——

(公社) 日本港湾協会 理事長 須野原豊

日本大学理工学部まちづくり工学科准教授 押田佳子

—— 港湾・海上公園関係者 ——

(一社) 東京港運協会会長 鶴岡純一

東京倉庫協会会長 今井恵一

(一社) 日本船主協会企画部長 宇佐美和里

東京港湾労働組合連合会執行委員長 山田敏也(欠席)

—— 関係行政機関の職員 ——

関東地方整備局長 土井弘次(代理)

関東運輸局長 河村俊信(代理)

東京海上保安部長 山田昌弘(代理)

—— 東京都職員 ——

港湾経営部長 戸井崎正巳

海上公園課長 鈴木誠

監理担当課長 小野澤太一

企画担当課長 山田健太

開 会 （午後三時〇〇分）

○山田企画担当課長 それでは定刻になりましたので、ただいまから、第四十回港湾環境整備負担金部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入りますまで、進行は私、東京都港湾局総務部企画担当課長の山田が務めさせていただきます。いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。今回は、新型コロナウイルス感染症対策として、Webexを用いた、オンライン会議システムによる開催とさせていただきます。

早速ではありますが、最初に、定足数について御報告申し上げます。本日は、九名の部会委員のうち、代理出席の方を含めまして、七名の委員が出席されております。よって、東京都港湾審議会条例第七条に定められております定足数である過半数に達しておりますので、本日の部会は無効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、部会の進行に関する御案内及び配布資料の確認をさせていただきます。

まず、ご発言をなさる場合を除きまして、お手元のWebexのミュート機能をオンにし

ていただけますよう、よろしくお願い申し上げます。ご発言の際には、ミュート機能をオフにして、ご発言いただきますようお願いいたします。続いて、事前送付させていただいております、配布資料の御確認をさせていただきます。

まず、「会議次第」でございます。

次に、「環境整備負担金部会委員名簿」でございます。

それから、「諮問書」の写しでございます。

次に、資料一といたしまして、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」でございます。

資料二は、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」でございます。

資料三は、「負担割合一覧表」でございます。

資料四は、「東京港港湾区域・臨港地区図(負担区域)」でございます。

このほか、冊子、データでもお配りしております「東京都港湾環境整備負担金条例・同施行規則」と「港湾環境整備負担金制度について」でございます。

それでは、部会委員の紹介をさせていただきます。

大変僭越ではございますが、私の方からお名前を御紹介させていただきますと存じます。

公益社団法人日本港湾協会 理事長の須野原

委員でございます。

次に、日本大学理工学部まちづくり工学科准教授の押田委員でございますが、本日は遅れてご参加予定でございます。

次に、一般社団法人東京港運協会会長の鶴岡委員でございます。

次に、東京倉庫協会会長の今井委員でございます。

次に、一般社団法人日本船主協会企画部長の宇佐美委員でございます。

次に東京港湾労働組合連合会執行委員長の山田委員でございますが、本日はご欠席の連絡をいただいております。

次に、関東地方整備局長の土井委員でございますが、本日は石橋副局長が代理出席されております。

次に、関東運輸局長の河村委員でございますが、本日は交通政策部の松村次長が代理出席されております。

次に、東京海上保安部長の山田委員でございますが、本日は蓮見次長が代理出席されております。

以上で、本部会委員のご紹介を終わらせていただきます。

引き続きまして、東京都側の出席者を紹介させていただきます。

港湾経営部長の戸井崎でございます。

監理担当課長の小野澤でございます。

海上公園課長の安武でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

部 会 長 の 選 任

○山田企画担当課長 続きまして、次第の部会長の選任に移らせていただきます。

本日は、令和二年十一月に、港湾審議会委員の改選があつて以降、初めて開かれる負担金部会でございます。本部会の部会長は、東京都港湾審議会条例第八条の第三項によりまして、部会委員の皆さまの互選により、選任していただくことになっております。

それでは、部会長の選任につきまして、どうかご推薦の発言をお願いいたします。

○今井委員 東京倉庫協会の今井でございます。部会長の選任につきまして、ご提案を申し上げます。大変御苦勞をおかけしますが、港湾行政に長期にわたり携われ、豊富な経験と高い見識をお持ちの須野原委員に、部会長に御就任いただきますよう、御推薦いたしたいと存じます。部会委員の皆様のご賛成をいただければ幸いです。

○山田企画担当課長 ありがとうございます。ただいま、今井委員からご提案がございましたが、皆様、いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山田企画担当課長 異議なしということでございますので、須野原委員に港湾環境整備負担金部会の部会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、須野原部会長よりご挨拶を頂戴しまして、以降の進行を部会長にお任せしたいと存じます。よろしく願います。

○須野原部会長 須野原でございます。

ただいま、皆様のご推薦をいただきまして、負担金部会の部会長を務めさせていただきましたと思います。委員の皆様におかれましては、何とぞご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

○須野原部会長 それでは早速ですが、議事を進めていきたいと思えます。

それでは、諮問事項の審議に入らせていただきますと思います。

既に、都知事から、港湾審議会に対して、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」について諮問をいただいております、皆様のお手元

には、その諮問書の写しを配付させていただいております。

まずは、この諮問事項につきまして、説明を受けたと思いますので、事務局の方はご説明、よろしく願います。

○戸井崎港湾経営部長 港湾経営部長の戸井崎でございます。それでは、諮問事項の内容についてご説明申し上げます

それでは、まず資料一でございますが、おめくりをいただきまして、別紙というところまで進んでいただければと思います。別紙でございますが、①の工事の種類から、⑧当該工事内に係る負担区域内に、工場又は、事業場の敷地等の合計面積とございますが、この①から⑧までの項目が、知事が負担対象工事を指定する場合には、条例に基づいて告示する事項でございます。こちらを一表にまとめたものでございます。

その概要につきまして、資料二により、制度の概要等を含め、ご説明させていただきます。

資料二を皆様ご覧ください。資料二の左側の「一 制度の概要」でございます。

こちらの制度でございますが、昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度でございます。まして、臨港地区又は港湾区域内において、一定以上の面積で事業を行っている事業者の皆様に対しまして、港湾管理者が行う港湾環境の

整備又は保全のための工事費用の一部につきまして、ご負担をいただくものがございます。

東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定いたしまして、昭和五十六年度より、ご負担をいただいているところでございます。

次に（二）負担対象事業者でございます。

臨港地区及び港湾区域内に立地する工場又は事業場、例えば倉庫、上屋、事業所等になります。が、その敷地面積の合計が一万平方メートル以上の事業者の皆様にご負担をいただいております。

次に（三）負担対象工事でございます。

港湾環境整備施設、いわゆるこれから緑地と呼ばせていただきますが、こちらの建設・改良工事、同じく維持工事、水面清掃工事の三つが対象となっております。

次に（四）負担金の計算方法でございます。

負担金については、工事に要した費用に、工事の種類や公園の種類に応じて定めた負担割合を乗じまして、さらに負担区域内の事業場総面積に対する各負担対象事業者の敷地面積の割合を乗じて得た額となっております。

負担割合及び負担区域の詳細については、それぞれ資料三及び資料四でご説明申し上げます。

まず、資料三をご覧ください。

こちら、負担割合一覧表でございます。

負担割合につきましては、各公園の機能、目的、主たる利用対象者の状況に応じ種別化しております。他港の状況等も勘案しながら、設定させていただいております。

なお、こちらに書いてある通り、晴海ふ頭公園及びフェリーふ頭公園につきましては現在、休園中のため、今年度の負担金の対象から除外しております。

続きまして、資料四をご覧ください。

東京港の港湾区域及び臨港地区をお示したものでございます。こちらが負担区域となります。

図の右下の表の上段にお示ししておりますように、太い黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でございます。

面積は五千百六十五・八ヘクタールでございます。

また、赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございます。面積は千四十八・九ヘクタールでございます。

なお、青色で表示しております①から⑩までの十公園が負担金の対象となる公園でございます。

それでは、お手数ですが、また資料二のページにお戻りください。

右側に移りまして、「二 令和二年度負担金(案)」でございます。

令和二年度の負担金の総額は、四千二百三十八万余円となっております。前年度の負担金三千四

百四万余円に対し、八百三十四万余円の増となっております。

負担対象事業者は七十五社となっており、前年度と比べまして一社増加しております。

一社当たりの平均額でございますが、五十六・五万円となっており、前年度と比べまして十・五万円の増となっております。

その下の負担金の内訳につきましては工事の種類ごとに負担金の額をお示ししたものでございます。

詳細については次のページ以降でご説明させていただきます。

次に「三 今後の手続（予定）」でございます。本日の部会におきまして本案をご審議いただき、ご了承いただけたら、来年一月に、さきほどご覧いただきました資料一の別紙「負担対象工事の指定について」を告示する予定でございます。その後、同月中に納付書を送付させていただきます、三月末までに事業者の皆様へ納付いただく予定となっております。

なお、東京都港湾審議会条例の規定により、本日ご審議いただいた結果につきましては、次回の第九十七回東京都港湾審議会において須野原部長よりご報告をいただければと思っております。

それでは、資料二の二ページをご覧ください。

緑地の建設・改良工事の概要でございます。

まず、大田区の城南島海浜公園についてですが、現在、都では二〇二〇改革プランに基づきキャッシュレス化を推進しております。有料駐車場の精算機をクレジットカード及び電子マネー対応の精算機に入れ替えるため、改修を行いました。

また、令和元年台風第十五号及び十九号の影響によりまして、なぎさ広場のデッキやブロック舗装が欠損・損傷したため、復旧設計を行いました。

その他、スケボー広場照明設備改修工事や管理事務所照明設備改修設計を行いました。

続いて、江東区にございます暁ふ頭公園及び新木場公園については、老朽化した舗装や転落防止柵の改築を行うものがございます。新木場公園につきましては、併せて、トイレの目隠しを新設いたしました。

これらの設計・工事に要した費用が八千三百八万余円、各公園の種別ごとに設定しました負担割合及び敷地面積の割合を乗じて算出した結果、負担額が七百六十七万余円となっております。

三ページから五ページには、それぞれの整備写真等を掲載してございますので、あわせてご覧ください。

続きまして、六ページをご覧ください。

緑地の維持工事の概要でございます。

城南島海浜公園ほか七公園の清掃、除草、施設の修繕等の維持管理を実施いたしました。対象公園

ごとの工事に要した費用に対しまして、各公園の種別ごとに設定いたしました負担割合及び敷地面積の割合を乗じて算出した結果、負担額が千七百八万余円となっております。

七ページには、維持工事の実施状況の参考として写真を掲載してございます。併せてご覧ください。続きまして、八ページをご覧ください。

水面清掃工事の概要でございます。

東京港の港湾区域内に浮遊するごみや流木等を清掃船で回収する港内清掃を実施いたしました。

工事に要した費用が二億五千四百四十万余円となっております。

工事の負担割合及び敷地面積の割合を乗じて算出した結果、負担額が千七百六十三万余円となっております。

なお、水面清掃工事の実施状況でございますが、令和元年度は二千七百六十六立方メートルのごみを回収しております。

以上が令和二年度の港湾環境整備負担金の概要となります。これらの内容について、さきほど申し上げた通り所定の様式に落とし込んだものが資料一の別紙でございます。

説明については、以上でございます。

なお、原案をご承認いただきましたら、事務局としましては、ただいま説明した資料を用いまして、本審議会に報告することとしたいと考えております。

す。

よろしく、ご審議の程お願い申しあげます。

○須野原部会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から諮問事項に対する説明をいただきましたが、部会の委員の皆様からご意見やご質問等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。特にございませんでしょうか。

それでは、ご発言も無いようでございますので、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定については、原案どおりとする旨、決議をいたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○須野原部会長 異議なしということでございますので、原案を適当とする旨、答申をすることといたします。

本来でしたら、部会長の私から答申書を戸井崎港湾経営部長にお渡しするところですが、ビデオ会議形式なので、事務局を通じでお渡しすることとします。

以上をもちまして、諮問事項の審議を終わらせていただきましたと存じます。委員の皆様におかれましては、円滑な進行にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

本日の審議経過、及び審議結果ですけど、東京都港湾審議会条例の第八条第四項に基づきまして、次回回の港湾審議会において、私から報告をさせていた

だきたいと存じます。その際の報告では、事務局案のとおり、資料一と資料二を使用することといたしますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして、事務局のほうからご挨拶を申し上げたいということですので、よろしくお願ひします。

○戸井崎港湾経営部長 本日は、大変お忙しい中、本負担金部会にご出席いただき、ご審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいま、諮問事項につきましては、原案を適当とするという旨、答申を頂戴いたしました。

東京都は、港湾管理者といたしまして、関係事業者の方々のご理解を得て、港湾環境整備負担金制度を適切に運用しながら、港湾環境の保全になお一層努めてまいりますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

本日はありがとうございました。

○須野原部長 ありがとうございます。

それでは、最後に、事務局のほうから連絡事項がありましたら、よろしくお願ひします。

○山田企画担当課長 須野原部長、円滑な議事進行をいただきまして、まことにありがとうございます。しました。

本日の議事資料、及び議事録につきましては、後日、当局のホームページに掲載する予定でございます。

また、先ほど部長よりご案内がありましたとおり、本日の審議につきましては、第九十七回の東京都港湾審議会における報告事項となります。また、先ほど部長より御案内がありましたとおり、本日の審議については、次回の第九十七回東京都港湾審議会における報告事項となります。

審議会に関する日程や議事内容につきましては、決まり次第、別途御案内をさせて頂きたいと存じます。

委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しいところ恐縮ではございますが、審議会への出席をよろしくお願い申し上げます。

以上、事務局からの連絡事項でございました。

○須野原部長 それでは、これをもちまして、第四十回の港湾環境整備負担金部会を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

閉 会 （午後三時二十二分）

一 了 一